

一般会員の保険

一般社団法人日本ドローン協会の「一般会員規約」第8条「保険特典」についてのご案内

保険種類：「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」

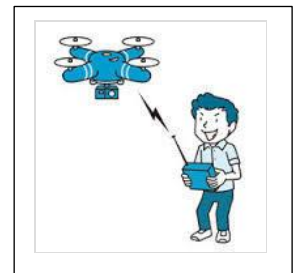
補償内容	保険金額/支払限度額	備考
傷害死亡※1・後遺障害補償※2	100万円	
日常生活賠償補償※3	1億円	示談交渉つき※4

- ※1 傷害死亡保険金・・・ 会員が事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ※2 傷害後遺障害保険金・・・ 会員が事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします
- ※3 日常生活賠償保険金・・・ 万一の不測かつ偶然な事故により他人の身体の障害または財産の損壊について会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償
- ※4 日常生活賠償補償については、日本国外で発生した事故の場合のほか、相手の方が引受保険会社と直接交渉することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

保険契約者：一般社団法人日本ドローン協会

被保険者：一般社団法人日本ドローン協会 一般会員

日常生活賠償補償の被保険者（補償の対象となる方）は、被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）、被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）をいいます）の子となります。
(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。



補償期間：一般社団法人日本ドローン協会 一般会員である期間

【対象となる事故例】

- ＜傷害死亡・後遺障害保険金＞
 - ・ 会員が日常生活でのケガや交通事故など偶然な事故により死亡または後遺障害が発生した場合
- ＜日常生活賠償保険金＞
 - ・ 操作ミスにより機体が落下し、歩行者を負傷させてしまった
 - ・ 着地操作を誤り、機体が駐車していた車に接触し、破損させてしまった
 - ・ ドローンが突風にあって墜落し他人の建物を破損させてしまった
 - ・ ドローンの操作に夢中になり、他人の畑に入ってしまい作物に被害を与えた

(注) 上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

事故発生時のご連絡先

03-3556-6335

〈取扱代理店〉平成相互株式会社 担当：平山・渋谷 まで

事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【傷害死亡・傷害後遺障害保険金】

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
- ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故
 - ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます)
 - イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- ③ 被保険者が山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故

など

(※1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。

(※2) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

【日常生活賠償保険金】

(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

など

※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

このご案内は概要を説明したものです。必ず重要事項のご説明をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第三部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19
☎ 03-6748-7852

<取扱代理店>

平成相互株式会社(担当:平山・渋谷)
〒102-0074
東京都千代田区九段南 2-4-15-304
☎ 03-3556-6335